上野原市奨学資金貸付制度のしおり〔令和９年度生〕

上野原市では、市内に住所がある保護者の世帯に属する方で、経済的理由により修学が困難な方に奨学資金を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とし、次により奨学生を募集します。

１ 申請できる方

（１）次のいずれかの修学等を目的とする方であること

ア　令和９年４月に、高校等（高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校、専修学校（高等課程に限る。）及びこれに準ずる学校※１）に入学予定の方又は在学中の方

イ　令和９年４月に、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及びこれに準ずる学校※２）に入学予定の方又は在学中の方

ウ　ア及びイのほか、特殊技術の習得、海外研修等特に必要と認められた方

（２）令和９年１月１日現在で、１年以上継続して市内に住所がある保護者と引き続き１年以上生計を一にしている方であること

（３）成績優秀であること

（４）経済的理由により学資の支弁が困難であること

※１.学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条に規定する学校種に限る。

※２.（独）日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第三条に規定する大学等に限る。外国の教育制度に位置付けられている大学、高等専門学校、専修学校専門課程に相当する学校も含む。

２ 申 請

奨学生になることを希望する方は、申請書に学校長の推薦調書及びその他提出書類を添えて、学校教育課教育総務担当まで持参してください。

募集人員

１期募集　　高校等２名、大学等及び特殊技術の習得等２名

２期募集　　大学等及び特殊技術の習得等１名

3 受付期間

一期募集

令和９年１月１２日（火）から令和９年１月２９日（金）

二期募集

令和９年３月１日（月）から令和９年３月１２日（金）

※期間終了後の受付はできません。必ず期間内に申請してください。

4 貸付金額

（１）高校等の場合

・プランＡ　修学金 月額 20,000 円以内

・プランＢ　一時金 180,000 円以内＋修学金 月額 15,000 円以内

（２）大学等及び特殊技術の習得等

・プランＣ　一時金 1,000,000 円以内

※一時金は入学時のみです。

5 申請時の提出書類

（１）上野原市奨学資金貸与申請書

（２）推薦調書（申請者の申請時に在学する学校で記入してもらうこと。なお、申請時に学校等に在学していない場合は、直近の卒業した学校に依頼してください。）

（３）学業成績を証明する書類（同上）

（４）資力調査書

6 奨学資金の貸付期間等

次の期間により貸し付けます。

ア　高校等…貸し付けを受け始めた月からその学校の正規の修学期限まで

イ　大学等…一時金として貸し付け

ウ　特殊技術の習得等…一時金として貸し付け

7 奨学資金の貸付の休止及び廃止

貸付期間中、奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの期間、奨学資金の貸し付けは休止されます。ただし、休学した日が月の初日に当たる場合は、その月から休止となります。

また、貸付期間中の退学など奨学生の基準に該当しなくなった場合や貸付金を目的外に使用した場合、ほか奨学生として適当でないと認められた場合は、貸付は廃止となり貸付額の全額若しくは一部を一括で償還していただくことになりますので、ご注意ください。

8 奨学資金の償還及び利息

【高校・大学等に入学予定の方または就学中の方】

入学予定又は在学する学校等の最短修業年限の終期が修了した月の翌月から起算して 6 月を経過した後、10 年以内に償還するものとしています。

【特殊技術の取得、海外研修等特に必要と認められた方】

貸与の終了した月の翌月から起算して 6 月を経過した後、10 年以内に償還するものとしています。

償還金は、後輩の奨学資金として直ちに活用される重要なものですので、納期限内に必ず納入してください。奨学資金は無利息です。

9 奨学生の決定と誓約書の提出

奨学生は、提出いただいた書類を選考審議会で審査し決定します。決定後、貸付の可否を通知します。

決定通知書を受けた申請者は、その通知を受けた日から１５日以内に、保護者、連帯保証人並びに保証人と連署した誓約書を教育委員会に提出してください。なお、連帯保証人は保護者で、保証人は上野原市に住所を有する成年者で資力がある者でなければなりません。また、期日までに誓約書が提出されないときは、奨学生の決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

※　一時金、修学金ともに、決定後に貸し付けます。

※　奨学生として決定した場合、入学が決定した方から入学する学校の合格許可通知等のコピーを提出してください。提出があった方から順に一時金が振り込まれます。

※ 修学金は、年４回に分け貸し付け、それぞれ３ヵ月分ずつの金額が振り込まれます。

１０ 奨学金借用証書の提出

奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学資金借用証書（保護者、連帯保証人及び保証人と連署したもの）を提出してください。

ア　奨学資金の貸付期間が終了したとき。なお、一時金のみの場合は、それを借り受けたとき。

イ　奨学資金を辞退したとき。

ウ　退学したとき。

エ　奨学資金の貸し付けを廃止されたとき。

１１ 在学証明書等の提出

高校等及び大学等への修学の方については、学校に在学しだい、在学証明書を提出してください。

特殊技術の習得等の方については、それを証する書類を提出してください。

１２ その他の届出書類

奨学生に決定した時から奨学資金の返還が完了するまでの間に、事由に応じて次の書類を提出していただきます。

ア　異動届（必要に応じて住民票、印鑑登録証明書等）

・奨学生が、休学、復学、転学又は退学したとき

・奨学生又は保護者の身分、住所、その他重要事項に異動があったとき

イ　死亡届及び戸籍抄本

・奨学生の方が亡くなったとき

ウ　辞退届

・奨学生が奨学資金の貸し付けを辞退しようとするとき

エ　奨学資金償還猶予願

・病気での長期入院、大学院入学等など特別な理由によって、奨学資金の償還の猶予を受けようとする時

１３ 緊急対応について

家計を支えている方の失業、破産、会社の倒産、病気若しくは死亡又は火災、風水害などの理由により、家計が急変した場合には、随時相談を受け付けます。

ただし、採用については、予算の範囲内で決定します。

１４ 問い合わせ

詳細については、次までお問い合せください。

上野原市教育委員会　学校教育課　教育総務担当（上野原市役所１階）

〒４０９－０１９２

上野原市上野原３８３２　　電話０５５４－６２－３４０８（直通）